

議案番号	件名																				
提案課名	内容																				
議案第 5 3 号	三田市自家用有償旅客運送条例の制定について																				
交通まちづくり課	<p>【趣旨】 市民等の日常生活に必要な移動手段を確保することを目的として、自家用有償旅客運送を行うに当たり、必要な事項を定めるため、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号） 道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）</p> <p>【内 容】</p> <p>1 運行路線等</p> <table border="1" data-bbox="475 887 1453 1068"> <thead> <tr> <th>路線</th> <th>起点</th> <th>主な経由地</th> <th>終点</th> <th>対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上青野 小野線</td> <td>上青野、下青野 又は北浦 地内</td> <td>上青野、下青野 又は北浦 地内</td> <td>神姫バス 小野停留所</td> <td>上青野、 下青野及 び北浦</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 旅客運送の対象となる者の範囲 規則で規定</p> <p>3 使用料</p> <table border="1" data-bbox="491 1292 959 1525"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>2 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>障害者等</td> <td>1 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 令和 3 年 7 月 1 日</p>	路線	起点	主な経由地	終点	対象地域	上青野 小野線	上青野、下青野 又は北浦 地内	上青野、下青野 又は北浦 地内	神姫バス 小野停留所	上青野、 下青野及 び北浦	区分	金額	大人	2 0 0 円	小人	1 0 0 円	幼児	無料	障害者等	1 0 0 円
路線	起点	主な経由地	終点	対象地域																	
上青野 小野線	上青野、下青野 又は北浦 地内	上青野、下青野 又は北浦 地内	神姫バス 小野停留所	上青野、 下青野及 び北浦																	
区分	金額																				
大人	2 0 0 円																				
小人	1 0 0 円																				
幼児	無料																				
障害者等	1 0 0 円																				